



みくには  
ハートに愛

今年も残すところ2カ月となりました。  
新型コロナウイルスの新規感染者も減少していて、このまま感染者数を抑えた  
状況が続けば、去年とは違う年末年始を迎えられそうですね。

2021年11月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コ  
ラム（バックナンバー）  
や各種セミナーのご案内  
を随時発信しています。



## 夫婦共働き世帯の健康保険の 認定基準の明確化について

年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でどちらの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養者認定について具体的かつ明確な基準が策定され、令和3年8月1日より適用されています。なお、この新たな基準は子に限らず適用されます。

### ◆年間収入

夫婦共働き世帯の場合、年間収入の多い方の被扶養者とすることが原則となっています。今までの年間収入とは、「当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分」となっていたのですが、「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの」と変更になりました。

### ◆夫婦の年間収入が同額程度の場合

今までは明確な基準はありませんでしたが、「夫婦双方の年間収入の差額が、年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする」と具体的な基準が策定され、上記の条件に当てはまれば、収入の少ない方の被扶養者になることも可能となりました。

### ◆不認定に係る通知

被扶養者として認定しない保険者等は、不認定の通知を交付することとなりました。通知には認定しなかった理由、加入者の標準報酬月額、届出日及び決定日を記載することが望ましいとされ、この不認定の通知は、もう一方の保険者等に提出する被扶養者の届出と一緒に提出します。通知を添付ことにより、他保険者等による被扶養者の認定がスムーズに進むよう導入されました。

### ◆保険者間での協議

不認定の通知とともに届出を受けた保険者等は、被扶養者認定の審査をし、他保険者等の不認定の決定に疑義がある場合には、保険者間で協議します。

この保険者間での協議が整わない場合には、「初

めに届出を受理した保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とする。」と、策定されました。

### ◆一方が国民健康保険の場合

年間収入は、健康保険の被保険者は前述したとおり、国民健康保険の被保険者は「直近の年間所得で見込んだ額」となりました。この年間収入を比較して多い方の被扶養者とします。こちらが不認定であれば通知が交付され、疑義がある場合は保険者間で協議が行われます。この保険者間での協議が整わない場合は、「直近の課税（非課税）証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者とする。」と、策定されました。

### ◆育児休業を取得した場合

「育児休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。ただし、新たに誕生した子については、改めて認定手続きを行うこととする。」とされたので、新たな誕生した子については、令和3年8月1日より適用された認定基準を用いて被扶養者の認定がされることとなり、兄弟姉妹間で夫婦それぞれに被扶養者が分かれるケースも生じます。

### ◆年間収入が逆転した場合

夫婦間の「年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。」とされ、被扶養者が無保険状態にならないようになりました。

## 11月の税務と労務の手続 提出期限

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10月31日の現況）の提出〔税務署〕

### 30日

- 個人事業税の納付<第2期分>〔郵便局または銀行〕
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分>〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕